

第16回東海第二地域原子力防災協議会作業部会

1. 日 時

令和8年8月24日（月） 11：00～12：10

2. 場 所

茨城県庁及びWeb会議

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁
- (2) 関係自治体等 : 茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、大子町、茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合
- (3) オブザーバー : 日本原子力発電株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 戸塚地域原子力防災推進官、吉原参事官補佐、小沼専門官、鈴木主査

4. 議 題

- (1) 避難計画の具体化について
- (2) その他

5. 配付資料

- ・議事次第
- ・資料 東海第二地域の緊急時対応（全体版）【イメージ】
- ・参考資料 緊急時対応の概要

6. 概 要

(1) 避難計画の具体化について

○内閣府から、資料及び参考資料に基づき、今回の資料は、今後取りまとめを行っていく東海第二地域における緊急時対応の全体像のイメージとして、他地域における緊急時対応の例などを基に準備したものであることを説明の上、各項目について概要の説明があった。これに対し、以下の質疑等があった。

- ・茨城県から、PAZ 内の保育所等の乳幼児については、原子力災害対策指針において施設敷地緊急事態になった時点で避難することとされており、県のマニュアルに適切に反映していく必要があるため、今後、関

係市町村とも情報共有の上、必要な検討を進めていきたい旨の発言があった。

- ・あわせて茨城県から、本地域における緊急時対応の取りまとめの見通しについて確認があった。これに対して内閣府から、取りまとめに向けた作業を着実に進めていきたいが、具体的な取りまとめ時期を決めているわけではない旨の回答があった。
- ・ひたちなか市から、社会福祉施設の避難計画については、施設ごとに状況が異なり、策定が進んでいない施設もある旨の発言があった。あわせて、PAZ の全面緊急事態におけるバス避難者数について、当該数値をどう算出するのかとの質問があった。これに対して内閣府から、他地域ではアンケート調査を基に算出している例があるが、それ以外の方法も含め、本地域における算出方法については今後議論していきたい旨の回答があった。
- ・水戸市から、今回の資料は、あくまでイメージであって確定した内容ではないこと、取りまとめる時期が決まっているものではないこと、についての確認があった。これに対して内閣府から、今回の資料は、今後取りまとめる緊急時対応の全体像のイメージとして準備したものであり、具体的な内容は今後精査していくものであること、取りまとめに向けてしっかりと取り組んでいくことが重要であるが、取りまとめ時期が決まっているものではない旨の回答があった。
- ・高萩市から、輸送能力の確保について茨城県内の輸送手段では不足する場合に、隣接県等の関係団体から調達することが想定されているが、その場合は茨城県のみでの調整は困難なため、国の支援が必要ではないかとの質問があった。これに対して内閣府から、国としても必要な支援を考えていく旨の回答があった。
- ・あわせて高萩市から、安定ヨウ素剤の緊急配布について、配布場所の選定にあたり、配布に必要な要員や配布方法の考え方は整理されているのかとの確認があった。これに対して内閣府から、今回の資料は、あくまで他地域の緊急時対応等を参考に作成した本地域における緊急時対応のイメージであり、具体的な内容は今後の作業部会において議論を通じて整理していきたい旨の発言があった。

(2) その他

- 内閣府から、緊急時対応の取りまとめに向けて、様々なデータの収集や整理が必要となるが、今後の具体的な作業については茨城県とも調整の上、必要な事項について関係市町村に依頼する旨の説明があった。

以上